

# せたな町出産・子育て応援給付金のご案内



給付金支給対象者の方へご案内しております。

申請書に必要事項を記載し、申請に必要な物をお持ちになり、保健推進係（保健師）まで、申請をお願いいたします。

## ◎対象者（申請できる人）

※必ず保健師による面談が必要です※

### 1. 出産応援給付金

令和4年4月1日以降に妊娠届出し、母子手帳の交付を受けた方

※ただし、令和4年4月1日以降に出産した場合、妊娠届出日が令和4年4月1日より前であっても対象となります。

### 2. 子育て応援給付金

令和4年4月1日以降に出生した子を養育する方

## ◎給付金の支給額

- |             |          |     |
|-------------|----------|-----|
| 1. 出産応援給付金  | 妊婦一人あたり  | 5万円 |
| 2. 子育て応援給付金 | こども一人あたり | 5万円 |

※いずれの給付金も所得制限はありません。

## ◎申請について

申請先：保健福祉課保健推進係（保健師）

申請に必要な物：申請書・給付金の振込先口座がわかる物

申請期日

1. 出産応援給付金：妊娠中
2. 子育て応援給付金：生後4か月まで

### 【よくある質問】

Q：妊娠届出や出産後の転出・転入はどうなりますか？

A：面談実施後に出産・子育て応援給付金の支給前に転出した方は、その方の希望に応じて転出元市町村又は転出先市町村に対して申請していただくことになります。

Q：妊娠届出後に流産・死産した場合は、対象になりますか？

A：妊娠届出済みで、面談を実施していたら対象になります。

Q：振込先の銀行口座の名義は、誰になりますか？

A：出産応援給付金は「妊婦名義」、子育て応援給付金は「養育者名義」で、出産した母親が養育者であれば母親名義でかまいません。